

令和6年度 第2回山梨県公共事業評価委員会

1 日時：令和6年7月10日（水）10:30～15:40

2 場所：山梨県防災新館4階 406・407

3 出席者（敬称略）

（委員）有賀一広、内川義行、岡村美好、斉藤成彦、辻千鶴、堤大三、保坂ひとみ、
馬籠純、宮川雅至、渡辺たま緒（50音順）

（県）治山林道課・耕地課・道路整備課・道路管理課・治水課・都市計画課・住宅対策
室職員

（事務局）県土整備部総括技術審査監、林政部主幹、農政部主幹、県土整備部主幹、県土
整備総務課職員

4 傍聴者等の数 0人

5 会議次第

1. 開会

(1) 委員長あいさつ

2. 議事

議事録のページ

(1) 費用効果分析における総事業費と費用の関係性について P2

(2) 調書修正箇所説明について

事後3 農政 農道整備事業 東八中央東3期 P2

事後2 農政 中山間地域整備事業 大月北部 P2

事後5 農政 農地整備事業 万力 P2

事前2 県土 街路事業 (都) 大手二丁目浅原橋線(若松町工区) P2

事後7 県土 道路事業 (主) 韮崎南アルプス中央線(浅原橋) P2

事後8 県土 住宅事業 県営住宅富士見団地 P2

事後1 林政 林道事業 林道源次郎線 P2

(3) 審議対象箇所の事業説明

再8 県土 道路事業 (一) 中下条甲府線(丸の内～宝工区) P2

再4 県土 道路事業 (都) 新環状・緑が丘アクセス線

(一) 天神平甲府線(塚原ICアクセス) P3

再6 県土 道路事業 (主) 長坂高根線(清光寺坂上交差点) P3

事前1 県土 道路事業 (主) 都留道志線(新道坂トンネル) P4

再1	農政	農地整備事業	菱山	P5
再3	農政	中山間地域整備事業	富士川北部	P6
事後9	県土	治水事業	藤川	P7
(4) 説明簡略化案件について				
再7	県土	道路事業	(一)甲府精進湖線(中小河原工区)	P7

3. 閉会

6 議事概要

- (1) 費用効果分析における総事業費と費用の関係性について
事務局からの説明を行い、出席委員により確認された。
- (2) 調書修正箇所説明について
関係課室からの説明を行い、出席委員により確認された。
- (3) 審議対象箇所の事業説明

<再評価事業>

再8 県土 道路事業 【(一)中下条甲府線(丸の内～宝工区)】

(質疑応答)

- 委員：当該箇所の既設埋設管について多数試掘を行った結果、輻輳していたことに関する資料を調書に記載してほしい。
- 道路管理課：承知した。ただし、埋設物件の保安上の問題で一部記載できない資料もある。
- 委員：事業期間の延長、事業費が増加した詳細な理由について説明願いたい。
- 道路管理課：事業期間に関しては、これまでの施工実績および工事の平準化を踏まえ設定した調書6ページに記載のとおりである。また、事業費の増額に関しては、調書3ページの(4)③総事業費の変更内容に記載のとおりである。
- 委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

再4 県土 道路事業 【道路事業 (都) 新環状・緑が丘アクセス線、(一) 天神平甲府線、(主) 甲府山梨線 (塚原 IC アクセス)】

(質疑応答)

○委員： 前回再評価と比較して総事業費が増えるにもかかわらず、B/Cに変化がない。これは、走行時間短縮便益が大きく増加したためだと思われるが、その要因は何であるか。

●道路整備課： 走行時間短縮便益の算出に用いる時間価値原単位等のパラメーターが増加したためである。

○委員： 走行時間短縮便益算出の際に利用する自動車交通量の中に自転車の交通量は含まれているのか。また、自動車交通量はどのようにして算出しているのか。

●道路整備課： 自転車は含まれていない。自動車交通量は、国土交通省が5年に1回に実施している全国道路・街路交通情勢調査(通称：道路交通センサス)の数値を用いている。

○委員： 事業費の増額要因となった仮設土留工の施工位置を教えてください。また、電線共同溝は、全線で施工するのか。

●道路整備課： 仮設土留工は、緑が丘野球場に並行する街路区間に設置した。また、電線共同溝は、県道甲府韮崎線との交差点から(仮)三光寺山トンネルまで施工する。

○委員： 事業期間を変更(延長)する理由は何であるか。

●道路整備課： 地元協議により、トンネルの掘削ズリ搬出経路を変更することとなったため工事スケジュールを見直したこと、また、トンネル本体工事の実施について、当初昼夜24時間作業を想定していたが、地域への影響を考慮し、昼間のみ施工に変更したことである。

○委員長： この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員： 異議なし。

再6 県土 道路事業 【(主) 長坂高根線 (清光寺坂上交差点)】

(質疑応答)

○委員： 総事業費の変更理由に関して、調書3ページ(評価シート(2)③総事業費の変

更理由)に記載された変更理由と説明の変更理由の意味合いが異なるように思われる。

●道路整備課：調書を修正する。

○委員：B/Cが不算出の理由は何であるか。

●道路整備課：局所的な交差点改良のため、算出しない。

○委員：工事費が増額した理由として、事業範囲が広がったとのことであるため、調書4ページ(3.添付資料シート(1))の平面図で当初と変更がわかるようにしてほしい。

●道路整備課：図面に追記する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事前評価事業>

事前1 県土 道路事業 【(主)都留道志線(新道坂トンネル)】

(質疑応答)

○委員：新しいトンネルが供用した後の現道の取り扱いは決まっているのか。また、調書内の経済効率性の費用に現道の維持管理費は含まれているのか。

●道路整備課：現道は、都留市・道志村に管理移管する予定。このため、経済効率性の費用には現道の維持管理費は含めていない。

○委員：自動車交通量が4,377台/12hとあるが、観光客なども含まれるのか。

●道路整備課：道志村民の利用のほか、相模原方面等からの観光客の利用も含まれる。

○委員：自動車交通量にバイクは含まれているのか。

●道路整備課：含まれていない。

○委員：東京オリンピック以降、自転車の利用も多いと思うが、自転車への配慮はどのように考えているか。

●道路整備課：トンネル内の路肩幅員を1.0m確保し、自転車の通行スペースに配慮した計画としている。

○委員：トンネル残土の処分先は決定しているのか。

●道路整備課：道志村側のトンネル坑口付近の路体盛土材として利用する計画である。

○委員：調書1ページ(②整備目標・効果 □主要目標)で、通行止めの実績が「回数」となっているが、実際に通行止めをした日数や時間のほうがわかりやすいのではないか。

●道路整備課：本事業の主要目標に設定された評価指標や評価基準に基づき、「回数」としている。

○委員長：この事業については、実施としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<再評価事業>

再1 農政 農地整備事業 【菱山】

(質疑応答)

○委員：事業費の増額理由について、区画整理における農地の大区画化に伴う切盛土量の見直しとあるが、当初計画からの変更点は何か。

●耕地課：当初計画は従前地の形状を活かし、土の切盛が少ない造成計画であったが、地域の合意形成を図る中で農地の集積・大区画化のため、1区画を極力大きくする計画に変更となったことに伴い切盛土量に変更となった。

○委員：調書7ページの農道16号の線形が谷側に変更となった理由は何か。

●耕地課：農道線形は営農条件に応じて見直しており、営農のしやすい傾斜の緩い農地の確保のため、線形を傾斜の大きい谷側へ変更した。

○委員：これについて、調書に説明を入れてほしい。

●耕地課：表記について検討する。

○委員：豪雪被害により品種をシャインマスカットへ転換したことで事業量が減少したこととはどのような関係があるのか。

●耕地課：事業着手直前である平成26年2月の豪雪による被害から早期復旧する際に、多くの農家がシャインマスカットへの転換を図った。一定期間が経過した現在ではシャインマスカットが成園化しており、地域は基盤整備の必要性を理解しつつも、収穫樹の伐採を多く伴う箇所については、再度収穫できるまで年数を要するため、本事業では見送ることとなった。

○委員：これについて、調書の表現を見直してほしい。

●耕地課：表現について検討する。

○委員：当初計画と比較して便益が減少している理由は何か。

●耕地課：事業量の減少に伴い便益も減少している。

○委員：調書4ページにて本事業の計画増減を図面にて示しているが、増・減となる路線がわかる一覧表を付けてはどうか。

●耕地課：一覧表については検討する。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

再3 農政 中山間地域整備事業 【富士川北部】

(質疑応答)

○委員：菱山地区と同様に本事業の計画増減がわかる一覧表を付けることを検討してほしい。

●耕地課：一覧表については検討する。

○委員：鳥獣害防止施設の河川との接続部は、野生獣が入らないよう、どのような線形となっているのか。

●耕地課：獣が入ってこないように河川沿いに折返す線形としている。

○委員：調書2ページ、(3)の高収益作物導入とは具体的にどのような作物か。

●耕地課：もも、すもも、ぶどうなどの果樹を高収益作物と表現しており、例えば区画整理①では、当初は野菜、米を想定していたが高収益の果樹に転換した。

○委員：区画整理⑥～⑧(春米地区)は、現況が水田と果樹が混在している場所であるが、高収益作物の栽培に必要な整備を行うのか。

●耕地課：この箇所は新たな担い手の参入の意向があり、果樹栽培を希望している。今後地元の意向を踏まえ区画形状の検討を進めていく。

○委員：区画整理②～④(平林地区)は現況棚田であるが、棚田として整備するのか、高収益である果樹栽培へと替わっていくのか。棚田は残していただきたいが、機械利用が可能となるような区画の整備をしてほしい。

●耕地課：平林地区は棚田指定地となっているため、棚田を残しつつ営農がしやすくなるよう整備を進めていくことを予定している。

○委員：調書6ページの区画整理④(平林地区)も担い手農業者が参入するのか。

●耕地課：平林地区は地元の活性化組合が核となり、棚田のオーナー制度など農業体験に活用するほ場である。

○委員：その場合、平林地区と春米地区とでは整備効果の表れ方が異なるのか。

●耕地課：その通りである。

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。

<事後評価事業>

事後9 県土 治水事業 【藤川】

(質疑応答)

○委員：事業完了後に豪雨による事業効果はあったか。

●治水課：令和元年8月の事業完了後、同年の10月の台風19号では、未改修区間にて道路冠水が発生した平成23年9月台風15号の24時間連続雨量138mmを上回る173mmの豪雨を記録したが、調書6ページの写真④のとおり水位は2m程度までしか上昇せず、まだ余裕がある状態であった。また、改修区間上流域においても浸水被害は発生しておらず、事業効果の発現が確認された。

○委員：河川改修の計画確率年ほどの程度か。

●治水課：1/1.7の確率規模で改修している。これは藤川流域にて既往最大の降雨である平成12年9月豪雨の洪水流量約25m³/sを流下できる規模であり、人家が連且する当該区間においては、早期の事業効果の発現を行うため、平成12年9月豪雨規模の再度災害防止を目的として事業実施している。

○委員長：この事業に関しては、今後の事後評価の必要はなしということによろしいか。

○委員：異議なし。

(4) 説明簡略化案件について

<再評価事業>

再7 県土 道路事業 【(一) 甲府精進湖線(中小河原工区)】

(質疑応答)

○委員長：この事業に関しては、継続としてよろしいか。

○委員：異議なし。